

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（抄）

〔 平成17年3月29日
　　総務事務次官通知 〕

第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①から⑨までに掲げる事項（⑤及び⑥については都道府県に限る。）を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を平成17年度中に公表すること。

その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における明確な数値目標を掲げること。

（以下略）

第2 行政改革推進上の主要事項について

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

③ 定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、全地方公共団体において定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行すること。定員適正化計画を策定していない一部の市町村にあっては、早急にこれを策定するとともに、既に策定している団体にあっては、積極的に計画を見直すこと。

なお、定員適正化計画の策定・見直しに当たっては、以下の点を踏まえて行うこと。

ア 過去5年間の地方公共団体の総定員の状況は、各団体の努力により4.6%（平成11年から平成16年）純減している。今後は、市町村合併の進展、電子自治体や民間委託等の推進等を踏まえると、過去の実績を上回る総定員の純減を図る必要がある。各地方公共団体においては、このような観点からそれぞれの行財政運営の状況を踏まえ、明確な数値目標を設定すること。